

## さがすたいる推進支援事業費補助金制度要綱

### 第1 通則

さがすたいる推進支援事業費補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）その他法令のほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

### 第2 目的

本補助金は、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めるために補助対象者が実施する取組に対して支援を行うことにより、人にやさしい地域の創出を図ることを目的とする。

### 第3 定義

#### 1 さがすたいる推進支援事業費補助金

さがすたいる推進支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）は、第2に規定する目的を達成するために行う佐賀県が交付する補助金である。

#### 2 さがすたいる

年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチをいう。

#### 3 CSO

Civil Society Organizations の略で、NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体をいう。

#### 4 民間事業者

個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの（行政機関等、CSOを除く）

#### 5 補助対象者

本補助金における補助対象者は佐賀県内の市町、佐賀県内に事業所を有するCSO及び佐賀県内に店舗・事業所を有する民間事業者とする。

### 第4 実施計画の作成及び提出等

#### 1 実施計画の作成及び提出

本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定めるところにより、さがすたいる推進支援事業の実施計画を作成し、当該計画を県に提出するものとする。

#### 2 実施計画等の変更

本補助金を受けようとする補助対象者は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより県に報告するものとする。

## 第5 補助対象事業

本補助金の補助対象事業は、次の要件を全て満たす事業とする。

- (1) さがすたいるを広め、人にやさしい地域の創出を目的とするもの
- (2) 補助対象者が直接又は委託等（障害、子育て、外国人などの当事者・CSOの参画）により佐賀県内で実施するもの
- (3) 県が別に定める「さがすたいる」のロゴ及び理念を明示して実施するもの
- (4) 県が別に定める「みんなで楽しむイベントづくりサポートブック」（佐賀県県民環境部県民協働課作成）に基づき合理的配慮を講じて実施するもの

## 第6 本補助金の交付及び執行

本補助金の交付事務は、別に定めるところにより行う。

## 第7 本補助金の交付期間

本補助金を交付する期間は、実施計画に基づく事業について本補助金の交付が開始される年度限りとする。なお、県が翌年度以降において補助対象者を募集することとした場合であって、同一の補助対象者が翌年度以降に作成した実施計画を県があらためて選定するときはこの限りではない。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則（令和6年3月25日）

この要綱は、令和6年3月25日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則（令和7年4月1日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。